

## 平成20年度第2回 福岡市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

1. 開催日時 平成21年2月2日(月) 13:00～14:40
2. 場 所 福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館2階 第1会議室
3. 出席者 福岡市中央卸売市場開設運営協議会委員 13名(別紙委員名簿参照)  
欠席:野村泰夫委員, 波積真理委員,  
市側:農林水産局長 外26名
4. 傍聴人 なし
5. 議 題 (1)新青果市場整備事業実施計画(案)の主要事項について(諮問)
6. 報 告 (1)長浜臨港線拡幅に伴う鮮魚市場西冷蔵庫移転整備事業について  
(2)食肉市場機能高度化事業について

### 7. 会議内容

農林水産局長及び会長あいさつの後、議事に入る。

議 長:事務局より報告事項を先に行いたい旨の申し出があったがどうか。

委 員:よろしい。

議 長:それでは、報告事項1「長浜臨港線拡幅に伴う鮮魚市場西冷蔵庫移転整備事業について」事務局から報告をお願いします。

#### 【報告事項1 長浜臨港線拡幅に伴う鮮魚市場西冷蔵庫移転整備事業について】

事務局より説明。

議 長:事務局から説明があった「長浜臨港線拡幅に伴う鮮魚市場西冷蔵庫移転整備事業について」の報告について、何か意見・質問は。

委 員:道路下水道局から、今の長浜の屋台街を市場の前に移したいという話が2年前ぐらいからある。それはいいが、今の長浜の屋台は規制を守らず違反状態である。研究会を昨年11月ぐらいにつくったらしいが、まず規制を守るようにしないといけない。下水道、水道、電気等を整備するのは、規制を守ったうえでのことである。屋台の件について道路下水道局から市場に話はあったのか。

事務局:屋台の件については、道路下水道局が、鮮魚市場西冷蔵庫西側にある15軒の屋台を平成13年につくった屋台再配置計画に基づいて再配置を行うということで進めている。天神界限、大丸界限については既に再配置は終わり、長浜の15軒の再配置が残っている。再配置計画では、長浜臨港線道路の拡幅にあわせて、長浜の屋台の再配置が行われ、道路下水道局としては、拡幅される歩道に再配置したいということで協力要請があっている。当初は、鮮魚市場正門より東側ということで話があったが、関係業界に打診したところ、東側では夜間に大型トラックが出入りし、非常に危険であるということで反対があり、正門の西側ということで、今回の西冷蔵庫の移転にあわせて再配置について協議を進めている。指摘の件については、再配置にあわせて、それぞれの指導も行っていくというように聞

いている。この件については、関係業界に諮りながら進めていきたい。

委員：西冷蔵庫の移転、新設についてはプロポーザル方式で行うとのことだが、どういった能力、規模で発注するのか、また、東冷蔵庫との関係はどうなるのか。

事務局：西冷蔵庫については、昭和47年に建設しており、建築面積が約3,000㎡、延床面積が約5,600㎡、能力でいうと6,500トン程度である。一方、東冷蔵庫については、能力が約15,000トン程度と規模的には非常に大きい。しかし東冷蔵庫については、凍結、マイナス25度以下が中心であり、西冷蔵庫については、凍結の部分もあるが、仲卸業者が中心として使う冷蔵、0度が中心の機能である。このように西冷蔵庫、東冷蔵庫については、それぞれ異なった機能となっている。今回の建替整備については、補償事業であるので、基本的には今ある機能をそのまま建て替えることになる。若干、機能高度化により、立体化等について見直すことで、建築面積や延床面積が変わるかもしれないが、現在の能力の6,500トンを上限とし、また、一方では補償金の中でという事業費もあるので、プロポーザル方式の中で、できるだけ事業費を縮減しながら、現在の規模、能力が建築可能となるような設計を行えるように業界と協議していきたい。

委員：東冷蔵庫はシステム、自動化にして不評であるが、今回は同じようなシステムになるのか。

事務局：東冷蔵庫は自動立体冷蔵庫で人の手を一切使わずに出し入れできるようになっている。一方、西冷蔵庫は昭和47年に建設しているので、手作業、又はリフトによって出し入れするようになっている。西冷蔵庫については、補償により元通りの機能を回復するという点から言うと、自動ではなく、できるだけ汎用性の高い手動で、現在の機能を保持するということになる。

委員：昨年より移転場所等について協議を進め、今年の1月13日に具体的な整備に関する業界全体の会議を立ち上げた。この会議においても業界の意見を十分に取り入れた冷蔵庫建設について、支援を強く要請している。というのも再整備事業で建設した東冷蔵庫については、業界の要望をとり入れた設計は行われたものの、建設の段階になって、状況の変化等に対応するために仕様を変更しようとしたが、うまく変更できず、結果的には故障が多発する冷蔵庫となり、業務に多大な影響がでたという苦い経験がある。市においては、この経験を生かした整備方法として、西卸売場棟、また仲卸売場棟について、プロポーザル方式によって建設し、完成時まで業界の要望を反映することができた。今回の冷蔵庫建設については、建物ではなく、機械設備が中心であり、単に価格が安いだけでは設計できない。今後、市において当該事業に関する予算の確保について議会に諮ると聞いているが、議会選出の議員については、業界の要望を取り入れた冷蔵庫建設が可能となるように力添えをお願いしたい。

議長：要望ということでよいか。

委員：よろしい。

議長：次に、報告事項2「食肉市場機能高度化事業について」事務局から報告をお願いする。

【報告事項 2 食肉市場機能高度化事業について】

事務局より説明。

議長：事務局から説明があった「食肉市場機能高度化事業について」の報告について、何か意見・質問は。

委員：昨年、国への補助金申請を取り下げたのはどの部分か、また、取り下げた部分の補助金は今後どうするのか？

事務局：補助金の対象であったのは、加工施設、保管調整施設の冷蔵庫部分の両方である。全体の3分の1補助ということで進めていたが、建築基準法の関係で一時凍結し、改めて申請するという事になった。本来であれば保管調整施設の部分だけでも改めて補助金を申請するという選択もあったが、事業主体が補助金の申請よりも先に建設を急ぐということで自主的に整備をされる事になった。今後については、基本的に加工施設は補助対象になるが、整備の実施時期について、事業主体である福岡食肉市場（株）で検討していくと思うので、その時点で補助金の話があれば、国の方に働きかけていきたい。

委員：加工施設については今後どうする予定か。

委員：加工施設については、当初、保管調整施設とあわせて整備するという事進めていたが、旧施設と繋げる事により耐震構造計算が旧施設にまで及ぶということで、確認申請がおりない状況が続く、当該事業については中断しようということになった。しかし、既に入居業者がきまっていた関係で、その入居業者から早急に建設してほしいとの要望があり、確認申請が容易におりる保管調整施設部分だけを先に着手した。当該事業は、あくまで安定的な購買を考えで計画しているので、入居業者が購買を行えば、当然、今後、加工の量も増えてくるので、加工施設についても考えていかなければならない。保管調整施設については、補助金を取り下げた関係で自主整備しているので財政的に厳しい。加工施設の増設の要請があれば、開設者と相談しながら進めていきたい。

議長：報告事項を終了し、議題に入る。議題1「新青果市場整備事業実施計画（案）の主要事項について（諮問）」は、福岡市からの当該計画主要事項の諮問に対し、これから審議を行い、その決定を踏まえ、福岡市として、この方針に基づき新青果市場の整備を進めていくとのことであるので、皆様審議をお願いしたい。事務局から説明をお願いします。

【議題 1 新青果市場整備事業実施計画（案）の主要事項について（諮問）】

事務局より説明。

議長：事務局から説明があった「新青果市場整備事業実施計画（案）の主要事項について」何か意見・質問は。

委員：新青果市場の移転、新設を取りまとめた一人であるが、業界の全員が諸手をあげて賛成といった状況ではなかった。しかし、青果市場の将来を考え、苦渋の選択をしたというのが本当の姿ではないかと考えている。これから30年先、50年

先を見据えた場合、どうしても青果市場の移転、新設が必要だということで、将来のために、今後の青果市場のあり方を考えた上で決断したものである。各業界は、業界要望が停滞したまま、施設配置や計画概要だけが先に進んでいるのではないかと、実施計画が取りまとめられ、気が付いた時には要望は置き去りにされているのではないかとという心配があり、非常に危惧している。しかし、一方で、事務局から説明があったように、今後、国への計画変更手続きや具体的な使用料算定などのため、市場の位置や施設規模、業者定数などの基本的事項を定めなければ前に進めないことも、業界としては十分認識している。ただ、昨年12月2日の青果市場の整備委員会の中でも意見があったが、業界要望だけが後に残されることを危惧している。業界要望は昨年9月1日に6項目、その後11月21日にもう1項目追加している。にぎわい広場については、将来の市場を見据えた時に市場開放のスペースを設け、にぎわいを創出していかなければいけないと考え、1項目追加して7項目を要望している。いろいろな面で委員の皆様へ特段の配慮をいただきたい。青果市場は福岡都市圏、238万人への食の安定的供給が役目である。特に福岡市は140万人、将来は180万になろうかという大事な局面を迎える。是非とも特段の配慮と協力をお願いしたい。

この業界要望について、事務局において今後どのようにして要望をクリアしていくのか、説明をお願いしたい。

議長：業界要望が置き去りになり、既成事実だけが移転に向けて着々と進んでいるのではないかと懸念等が意見として出されたが、このことについて事務局又は委員の方から意見はあるか。

事務局：市場関係者から、7項目の要望が提出されているが、この要望に対応するためには、まず、市場関係者間でどういった市場をつくるのか、新市場に対するイメージを共有し、また、新しい市場像というものをどういうものにするのかということを確認する必要がある。それがなければ、施設使用料の問題にしても市場関係者事業用地の問題にしても、なかなか取りかかることができない。特に施設使用料の抑制については、具体的にどういった施設を、どのくらいの規模で、どのくらいの事業規模で整備するのか、整備後の管理運営をどのようにするのかで、使用料は大きく変わってくる。実施計画を作成したからといって、先に市場計画のみが進むのではなく、施設使用料を決めた上でなければ、市場の整備はできない。市としては、この実施計画を策定した後、具体的にどのくらいの費用をかけて市場を整備するのか、どのくらいの規模を整備するのかなどをさらに協議し、随時、使用料については、業界に提示していくつもりである。次に土地の問題については、市場関係者事業用地の問題に関しても、アイランドシティにおける土地の価格との折り合いがつかない状態にある。市場関係者からは立地交付金の活用や借地方式といった要望がなされているが、今回、市場と市場関係者事業用地の配置関係を明確にし、今後、区画割り等の配置計画を決めた後、具体的にどのくらい費用がかかるのか、借地方式も含めた対応について検討していきたい。しかし、この問題については、市内部でも検討の時間がかかり、すぐには決められない。業界要望については、実施計画を策定する中で、新市場のイメージを市

場業界全体で共有した上で今後具体的に対応させていただきたい。市としては市場の移転整備にあたって市場業界の皆様方がアイランドシティでも安心して営業活動できるように検討していくので、よろしくお願ひしたい。

議長：今の市側の説明に関して大野委員、各委員、意見はないか、

委員：市場関係者にはそのように説明をしたい。青果業界、鮮魚業界、食肉業界、それぞれ厳しい状況の中で経営していかなければならない。是非ともご支援をお願ひしたい。

議長：関連で何かあるか。

委員：青果市場の業界については、大変な苦勞をされながら、全てが賛成ということではないが何とか移転整備を進めている。そういう中で昨年9月と11月に要望がでていいる。この中で特に交通アクセスの問題がある。また、これに付随して、交通費の問題等もある。特に交通アクセスについては非常に問題視している。業界要望では自動車専用道路を26年度開場までに整備することとなっているが、可能性はあるのか。議会としても自動車専用道路の導入というのは訴えていきたい。市側、業界側お互いの利害が一致しない中、1年間でPFIの導入について検討するようになっているが、それは可能なのか。

事務局：アイランドシティ周辺の交通基盤整備、特に自動車専用道路については、新市場整備のみならず、アイランドシティ全体の問題であり、住宅都市局を中心に、港湾局なども含めて全市的に検討している。また、この自動車専用道路の問題については、市だけでなく県もからむ問題であり、非常に難しい問題である。しかし、市としては来年度には、整備プランを発表できるような過程で進めている。この問題については、全市的に検討し、その中で事業化に向けた取り組みを進めているところである。何年度までに完成するというのは、整備プランができていない状況であり、今の段階では見通しがつかない。

委員：以前は、業界の中にアイランドシティに移りたいという意欲をもった人がいたが、今や経済状況は悪くなっている。市場の建物だけが移っても意味がない。関連業界と市が一緒に移転できるようにしないといけない。将来予測が立てにくいところもあるが、業界全体の意見を行政として受け止めていかないと、今後ますます厳しいことになる。せつかくここまでまとめているので、是非しっかりとした形でやって欲しい。要望とする。

事務局：PFIの事業手法については、来年度、実施計画を基にPFIで実施した方が良いのか、市直營で実施した方が良いのかの調査を行う。その後、PFIで実施した方が効果があるということになれば、平成22、23年度にかけてPFIの実施準備を行う。今の景気状態で本当にPFIで再整備ができるのかなど、今回実施計画を策定しても、まだ、いろいろ解決すべき問題がある。特に関連事業者の問題では、どれぐらいの事業者が新市場に移ってもらえるのか、移った後どのような事業展開をしていくのか、どのあたりに問題があるのか、こういったことについては、もっと市場関係者と協議しながら、どうしたら市場移転が円滑に進むのか、さらに検討していきたい。

委員：PFI事業者について、開場までの事業を行うPFI事業者の役割と、開場後の

P F I 事業者の役割がどういったものであるのか。また、例えば、開運協との関係はどうなるのかなどを教えて欲しい。

事務局：仮に P F I で実施する場合、P F I 事業者は市場の管理運営を行うことになるが、市場の開設者にはなりえない。開設者として、市が直接行う業務、例えば、卸売業者、仲卸業者に対する許認可の権限など、取引の指導、監督、開運協等の市場の運営に関わる基本事項に関しては、開設者が引続き行っていく。このような、本来開設者が直接行わなければならない、法規制されている業務については、従来どおり開設者が行う。具体的な中身について、何を開設者が行い、何を P F I 事業者に委託するかについては、今後具体的に P F I 実施が決まれば、その中で細目について決めさせていただく。

委員：P F I 方式で市場整備を行った例はあるのか。また、P F I にどういう効果をも具体的に想定しているのか、市としての狙いはどこにあるのか。

事務局：中央卸売市場の整備については、国から交付金が交付されるが、施設の整備については、P F I 手法の検討を前提として交付金が交付されることになっている。具体的な市場における P F I 事例としては、まず神戸市が行っている。これは市場全面を P F I で実施したわけではなく、附属施設である関連事業者施設、冷蔵庫、倉庫等について再整備を行ったものである。2 番目の事例としては豊洲新市場がある。市場用地の問題で建設が遅れているが、市場全体の P F I としては初めてとなる。本市は市場全体の P F I としては 2 番目の事例となる。P F I の効果は、やはり市場の設計、建設、また、管理運営に関わるコスト削減、これが 1 番の効果である。民間の資金調達、民間の経営ノウハウ、技術ノウハウの活用により、市で行うよりも民間が行った方がどれだけ安くなるのか、P F I がどのくらいの効果がでるのか、といったことについて来年度調査を行う。

委員：P F I というのは官から民へということで、公共工事の民営化を促進することに制度の狙いがある。実施計画の概要の中に業務の実施方法及び分担の考え方が示されているが、P F I 事業者に委託する業務の例として、警備、設備保守、施設修繕、場内清掃、樹木管理の 5 点を挙げている。今まで公共が行ってきたものを民間にまかせるということについては、指定管理者制度などでいろいろな事例がでていて。その中で、業務を民間事業者に委託することによって、いろいろな問題が起きているということを我々は見ることがある。例えば、施設修繕とか設備保守等について、他の自治体ではあるが、施設の管理をまかせていて、施設の欠陥などにより事故が起こった場合、損害賠償が多くの場合、地方自治体で負担することになり、民間事業者は追及から逃げる。また、こういった業務の場合、P F I は委託の一括方式と言われるものだが、従来施設で働いていた労働者が会社が替わるということで首を切られるとか、働き続けられたとしても民間業者が業務に参入するためには、低コストを求められ、低賃金、不安定雇用というかたち置き換えられる。そうなれば、業務の質が安定的に維持できるのかという問題も実際いろいろなところで起きてきている。市場での P F I の例は少なく、市場の整備や管理運営に P F I 導入はそぐわないと思う。事務局としてはあくまで P F I の検討の必要があるということであるが、どのようなメリットがあるのか所

見をお願いしたい。

事務局：中央卸売市場という施設は広く一般市民の方が利用されるという施設ではなく、特定の市場関係者が業務のために使う特殊な施設である。従って施設の管理運営に関しては市場業務に精通しているところが行うのが望ましいと考えている。そういう点から言うと、市場関係者自らが自主的に管理するというのも1つの理想的な形ではないかと思っている。そういうことにより市場の秩序が維持でき、また施設の管理運営経費を削減することができる。結果的にそれが市場関係者の経営基盤の強化、市場機能の強化に繋がると考えている。従って本市場では、各市場、各部の独自性を活かした公設民営化を進めている。具体的には、食肉市場においては、維持管理を卸売業者に一括で委託し、鮮魚市場においては、社団法人の鮮魚市場協会にできるものから委託して管理をお願いしている。青果については、新たな手法の1つとしてPFIを検討し、その中で最も良いものを選択していくということである。

委員：現在、開設者が直接実施している業務で重要な許可や使用料の徴収等は変わらないということで理解した。PFIについては、先ほど述べたような委託の例もあるということだが、それならばなおさら全てPFIにしなければならないのかという意見がでてくる。全国的にPFIの破綻というのが社会問題化していて、それらをきちんと見る必要がある。市場ではないが、例えば本市ではタラソ福岡という日本初のPFIの事業、これは利用料金を徴収するものなので、性格は違うが、全国で初めて実施し、そして破綻した。病院でいうと、高知医療センターや近江八幡市の自治体病院等が破綻している。また、2008年1月に総務省がPFI事業に関する政策評価を出しているが、この中でPFIは総合効果の可能性があるという希望的観測を述べている一方、問題点もあると総務省が言っている。市場という非常に重要なものを危険にさらすことは到底できないし、敢えてPFIの検討調査を行うことは、市場のあり方を害する恐れがあり、今回の実施計画を容認することはできないと申し上げておく。また、実施計画で新市場の場所が決まっているが、新市場の建替問題については、以前から議会においても議論されてきたところであるが、最後に問題になったのが場所の問題である。委員から業界全体が賛成ではなかった、苦渋の選択をしたと述べられたが、特に西部市場の関係者、売買参加者にとって人工島への移転は大きな影響を与え、反対の声があがった。関係者の方と懇談し調査を行ったが、統合移転になれば、交通費もかかり、商売が続けられない。こういう意見が多かった。西部市場で働くパートの人、商店街、近くのガソリンスタンドなど、周辺の地域経済にも大きな影響を与えることに懸念を表明される方もいた。このような中で市は新市場の人工島移転を決めて、実施計画案として提示しているのだが、今でも人工島移転について、関係者の不満がくすぶっているのを市としてはどのように認識しているのか。

事務局：新市場決定に至る経緯について補足して説明する。市場関係者の中で大きな問題になったのが、市場再整備場所の問題である。従来の計画では、現青果市場の用地で建て替えを行う現地改築案と移転新築案とがあり、アイランドシティに移転新築する案については、平成18年度に各市場関係者団体で議論していただいた。

市場業界を構成する団体としては、卸売業者、仲卸業者であれば東西市場も含めた仲卸の組合、売買参加者の組合であれば、青果市場と東部市場を1つの組合とする福岡市青果商業協同組合、西部市場を地盤とする福岡西部青果商業協同組合、関連事業者の組合、近郊生産者の団体である園芸振興協会、一部の仲卸業者と売買参加者が構成する青果流通商業協同組合、以上の7つの組合があるが、それぞれの団体で再整備場所をどこにするか協議し、再整備場所を決定され、それを持ち寄って市場関係者の統一した意見としてまとめられた。ご指摘のように、全部の団体が1枚岩でアイランドシティへの移転を決めたわけではない。その団体の中で議論した結果、いろいろな反対意見もあったが、アイランドシティへの移転整備としてまとまった経緯がある。市としても市場関係者それぞれの団体でまとめられた経緯、業界全体として再整備場所をまとめられた経緯を踏まえ、平成19年度に、市内部の検討会議を設け、再整備場所として現地改築がいいのか、移転整備がいいのか、移転整備場所はどこがいいのかについて検討した結果、最終的に市場の再整備場所としてアイランドシティに決めた。いろいろな反対意見があるが再整備場所は1つに決めなければならない。市場業界の皆様方は、非常に苦渋の選択の中で決められた。それは理解しているつもりである。

委員：何故人工島なのかという声は未だにある。それは市場関係者はもちろん、一般市民からもおかしいのではないかという声がある。西部地域に限らず、東の端に位置する人工島に移転するのであるから、そういう声が出てくるのは当たり前である。その裏付けが資料として添付されている青果部市場協議会が昨年提出した要望書である。1番目に都市高速道路の延伸や周辺道路の整備を要請されている。また都市高速の料金が営業粗利益の1%近くに相当するとして一部助成措置を求められている。さらに西南部地区の買い受け業者については市場移転によって往復30から50キロ相当のガソリン代負担が強いられるとして中継所の設置が要望されている。どれも人工島への移転が故に発生している。どれも関係者にとっては切実な問題である。この要望が通るかどうかで、商売をやめなければならない業者も出てくる。要望書を読んでみると実現できるのか心配になる。特段の配慮と言われているが、1つ1つを見るととても大変なことである。例えば、都市高速ランプの延伸、検討中だと事務局は答弁したが、都市高速道路の延伸の部署にきけば、未だ国、県との協議にも入れない。理由は何かという今は国も県も財政難であり、以前ほど簡単に延伸しましょうというようにはならない。担当者も頭を抱えていた。市場が開場するのは5年後だが、未だ協議に入っていない。市長は以前から検討すると言っているが協議に入れない。延伸費用は200億から300億も掛かるといわれており、少なくない事業費である。渋滞解消のための側道についてもどうなるかわからない。都市高速料金の助成についても要望書には一部助成となっているが、仮に1500回と計算しても年間約4億円。業界の人が不安に感じていて、先行きが不透明というのが良くわかる。逆にいうとそれぐらいリスクを抱えているというのが新市場の人工島への移転である。そもそも人工島への移転が、土地処分に苦戦している人工島の事情があり、破綻救済のために市場をわざわざもってきたのではないかという市民の意見は未だ強い。人

工島に新市場を移転するという事を明記している実施計画については、先ほどのPFIの件も含めて、改めて容認できないということを表明して、意見としておく。

議長：意見として議事録に残しておく。

委員：まず1点、PFI導入可能性調査に入らないと26年度の開場に間に合わないということで、検討を進めるということについてはいたしかたない。平成21年度に検討するPFI導入可能性調査については、その結果どうするかということが今後にとって大きな課題になる。調査を行い、事業手法を決定するにあたっては丁寧に進めていただきたい。もちろん業界の方々の意見も聞かないといけないし、PFIの実施方法についても、どこまでPFI事業者にまかせるのか、限りなく公営、直営に近い形でやるのか、ということは大きな問題になる。また、こういう経済状況の中で、PFI事業がどういう形になるのかは大きい。建設会社、管理運営のノウハウをもっている者、それから市場関係者、これらの者がどのように市場整備や管理運営に関わるのか、施設保守や施設維持のコスト削減ばかりに目がいくと、必要な修繕を後回しにして、市場関係者に負担が掛かるということになりかねない。PFI導入可能性調査については、こういった調査結果がでたのでこうしますというだけでは決められない問題であるので、丁寧に情報公開して、決定に至る過程を丁寧に行っていただきたい。

もう1点は、業界からの要望が追加の1項目も合わせて7項目提出されているが、業界からこういった要望がなされるのはとても良くわかる。一方、全て聞くとなると、市民が納めた税金で成り立っている市の財政としてどうなのかという問題もある。例えば、市場関係者用地の確保、施設使用料の増加の抑制等については市において検討するであろうが、それをどこまでどうできるのか。抑制することは税金面の負担になる。市場関係者用地の確保についても、経済振興局が行っている立地交付金制度を市場関係者も使えるように工夫をし、使えるようにとの要望をなされているが、それも税金で立地交付金を出すということになる。要望に対しては、結果のみを報告するだけでなく納税者である市民に対して情報公開しないといけない。市民にとっても市場は必要なものであるし、PFIがどうなるのか、施設使用料や市場関係者用地をどうできるのか、また、要望に追加された食の情報発信の場の確保というのも市民にとっては、そのような場があった方が良いが、市が整備する市場の敷地内にも一部同じような施設があるので、業界の意見を聞くとともに、毎日常設で使うものとしてその規模が必要なのかどうかという検討を行い、納税者である市民が納得できるように情報公開し、丁寧な進め方をお願いしたい。

委員：市場の移転整備に関しては、それぞれの業界としても後戻りしないということで前向きに進めている。是非行政の皆様、委員の皆様においては、良い方向に進めていくため、特段の配慮をお願いしたい。

議長：これをもって、平成20年度福岡市中央卸売市場開設運営協議会を閉会する。